

田尻町における新型コロナウイルス感染症にかかる各種減免や納付相談、支援金など

名称等	対象者	主な内容	問い合わせ・相談先
水道料金等のお支払いに関する相談	町民、事業者等	新型コロナウイルス感染症により、水道料金等のお支払いが困難なお客様につきましては、納付に関するご相談に応じます。	大阪広域水道企業団 田尻水道センター 電話：072-466-5012 ファックス：072-466-5025
水道基本料金免除	一般家庭、事業所	令和2年6月から翌年3月分までの基本料金を全額免除します。	田尻町役場 土木下水道課 電話：072-466-5007 ファックス：072-466-5025
町税の徴収猶予等に関する相談	町民	新型コロナウイルス感染症により、相当の損失があった場合や納税資力が低下してしまった納税者等に、その方の状況に応じた徴収猶予に関する相談に応じます。	田尻町役場 税務課 電話：072-466-5003 ファックス：072-465-3794
国民健康保険料減免	被保険者	被保険者一人につき年額7,200円を減額します。	田尻町役場 住民課 電話：072-466-5004 ファックス：072-465-3794
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予、減免等に関する相談	被保険者	新型コロナウイルス感染症により、一定の影響を受けた被保険者の方に、その方の個別の状況に応じた徴収猶予、減免等に関する相談に応じます。	田尻町役場 住民課 電話：072-466-5004 ファックス：072-465-3794
介護保険料の徴収猶予、減免等に関する相談	被保険者	新型コロナウイルス感染症により、一定の影響を受けた被保険者の方に、その方の個別の状況に応じた徴収猶予、減免等に関する相談に応じます。	田尻町役場 福祉課 電話：072-466-8813 ファックス：072-466-8841
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金	0歳から15歳の子ども	(国の制度) 対象児童一人につき1万円	田尻町役場 こども課 電話：072-466-5013 ファックス：072-466-8841
証明書手数料の免除	コロナ関連の融資・貸付等の申請者	住民票・印鑑登録証明書・納税証明書等の証明書発行手数料を免除。	田尻町役場 住民課 電話：072-466-5004 田尻町役場 税務課 電話：072-466-5003 ファックス：072-465-3794
生活福祉資金特別貸付制度	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で一時的な生活資金にお困りの方	【緊急小口資金】 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、無利子で10万円以内(特別な場合は20万円)の貸付を行います。 【総合支援資金】 失業された方で生活の立て直しが必要な方に貸付を行います。詳細は以下参照 https://tajiri-syakyu.jp	田尻町社会福祉協議会 電話：072-466-5015 ファックス：072-466-8899